

<報告事項（4）>

児童福祉法改正 (児童虐待防止対策関係)

児童福祉法等改正への対応について (児童虐待防止対策関係)

こども未来課

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

(1) 保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

(3) 虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、(2)②は令和8年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、(3)③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

虐待の通報義務化がされる制度対象（都道府県所管分）

所 官 行 政 庁	施 設 ・ 事 業	根 拠 法	報 告 する 審 議 会 等
都 道 府 県	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	認 定 こ ど も 園 法 児 童 福 祉 法	佐 賀 県 社 会 福 祉 審 議 会 児 童 処 遇 部 会
	保 育 所		
	認 可 外 保 育 施 設		
	一 時 預 か り 事 業		
	病 児 保 育 事 業		
都 道 府 県	私 立 幼 稚 園	学 校 教 育 法	指 定 さ れ た 専 門 の 知 識 を 有 す る 者
県 教 育 委 員 会	公 立 幼 稚 園		
	特 別 支 援 学 校 幼 稚 部		
都 道 府 県	児 童 自 立 生 活 援 助 事 業	児 童 福 祉 法	佐 賀 県 社 会 福 祉 審 議 会 児 童 処 遇 部 会
	子 育 て 短 期 支 援 事 業		
	意 見 表 明 等 支 援 事 業		
	妊 産 婦 等 生 活 援 助 事 業		
	児 童 育 成 支 援 拠 点 事 業		
	母 子 生 活 支 援 施 設		

法改正による取り扱いの変更点

①法改正に伴い新たに対応が必要となること

虐待の通報のあった保育所等に対し、県が確認及び指導（以下「措置」という。）を行った場合は、**審議会等に報告**が必要となる。

<報告先>

- ・保育所、幼保連携型認定こども園等 ⇒ **社会福祉審議会（児童処遇部会）**
- ・幼稚園、特別支援学校幼稚部 ⇒ **あらかじめ指定する者（児童処遇部会の委員の方々に委嘱）**

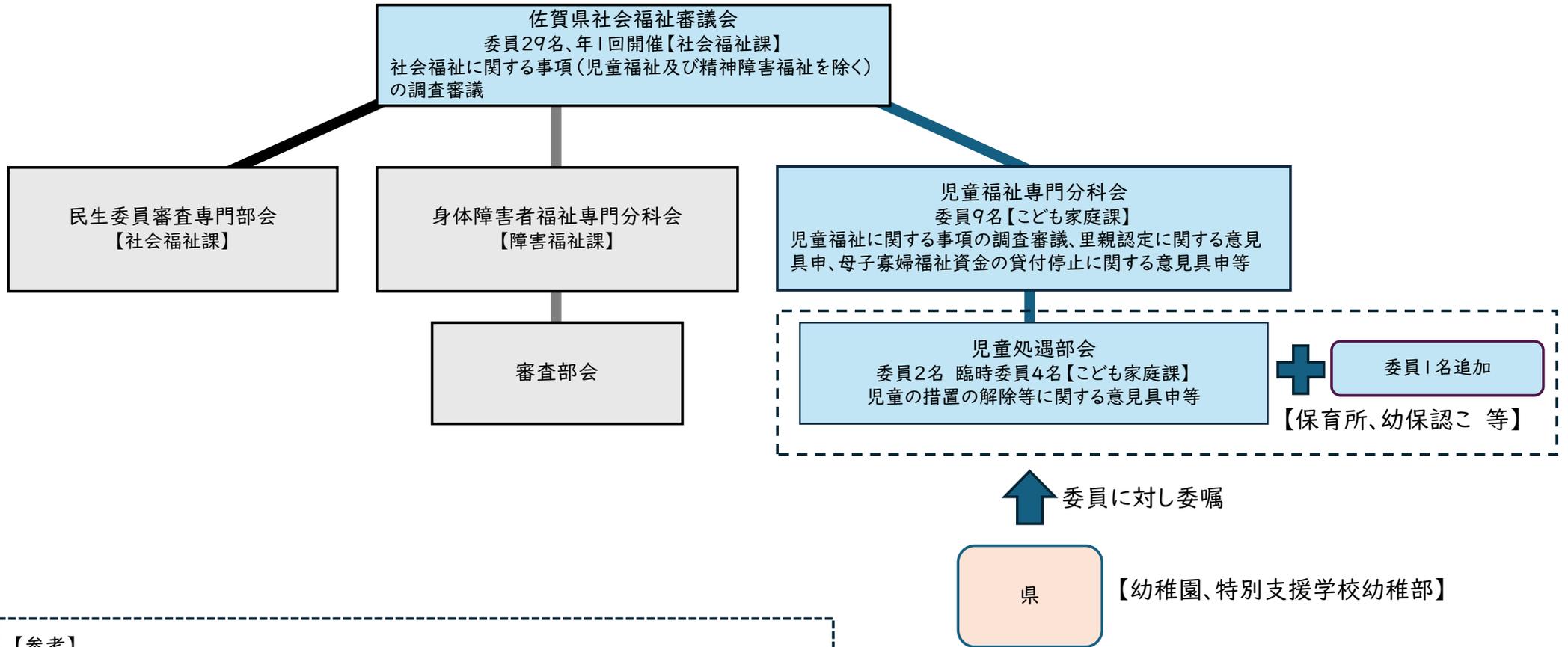
②報告を受けた審議会の対応

- ・県の報告に対し意見を付すことが可能
- ・必要がある際は、関係者に対し説明や資料の提出を要求可能

③今後

- ・児童処遇部会に保育関係者を臨時委員として1名追加する予定
- ・10月以降に虐待関係の措置をした場合は、児童処遇部会に報告

佐賀県社会福祉審議会に参加するイメージ図



【参考】
 幼保認こ・保育所の報告先
 ⇒ 都道府県社会福祉審議会（認定こども園法、児童福祉法等）
 幼稚園・特別支援学校幼稚部の報告先
 ⇒ 教育・医療・心理、福祉など専門的な知識を有するあらかじめ指定する者（学校教育法）

【これまでの制度】

② 施設職員による虐待に関する通報義務等について

- 児童養護施設等職員、障害者施設職員、高齢者施設職員による虐待に対する制度上の仕組みと比較し、保育所等の職員による虐待に対する制度上の仕組みは限定的。

	通報義務	通報を受けた際の適切な権限行使	都道府県による事案の公表	国による調査・研究	国によるガイドライン等の有無
児童養護施設等職員による虐待	○ (児童福祉法33条の12) ※都道府県等へ	○ (児童福祉法33条の14)	○ (児童福祉法33条の16)	○ (児童福祉法33条の17)	○
障害者施設職員による虐待	○ (障害者虐待防止法16条) ※市町村へ	○ (障害者虐待防止法19条)	○ (障害者虐待防止法20条)	○ (障害者虐待防止法42条)	○
高齢者施設職員による虐待	○ (高齢者虐待防止法21条) ※市町村へ	○ (高齢者虐待防止法24条)	○ (高齢者虐待防止法25条)	○ (高齢者虐待防止法26条)	○
保育所等職員による虐待	×	○ (※1)	×	×	○ (※2)

(※1) 通報を受けた際の対応に関する規定は無いが、児童福祉法に基づく一般的な規定として、虐待等の事案に対して、都道府県等による指導監査等を通じて把握し、適切に対処していくこととなる。

(※2) 令和2年度の調査研究事業により委託事業者が作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を周知している。さらに、今般、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を作成。